

2022年5月26日

各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 和 里 田 聰
(コード番号：8628 東証プライム)

定款の一部変更に関するお知らせ

松井証券（以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2022年6月26日開催予定の当社第106期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けます。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月26日（日曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	2022年6月26日（日曜日）

以上

問合せ先 戦略企画部 広報担当 松井 電話 03-5216-8692

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第 2 条 変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定の削除及び変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の規定の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上